

令和 7 年度

第 2 回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和7年度第2回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和7年9月18日（木）

場所 埼佛会館 1階 多目的ホール

出席者（12名）（敬称略）

竹村 厚子	松尾 創	石川 薫
城川 雅士	小林 茂	石川 和子
内田 裕子	中野 晃	中村 友理香
鈴木 正人	武内 政文	松澤 正

事務局 水書 学事課長

山下 高等学校担当主幹
茂木 幼稚園担当主幹
菊地 専修各種学校担当主幹
山口 高等学校担当主査
儘田 幼稚園担当主査
関根 専修各種学校担当主査
澁澤 高等学校担当主任
高橋 幼稚園担当主任
山岸 専修各種学校担当主事

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、城川雅士委員、中村友理香委員を指名した。

3 諒問事項

(1) 審議結果

諒問事項	審議会意見	議決結果
令和7年度私立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校）運営費補助金配分の基本方針について	承認	賛12 否0
令和7年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について	承認	賛12 否0
令和7年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について	承認	賛12 否0

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時10分閉会を宣言した。

令和7年9月18日

議長 中野 晃

議事録署名人

委員 城川 雅士

委員 中村 友理香

【審議記録書】

1 開 会

○司会 それではお待たせいたしました。本日は、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課高等学校担当主幹の山下でございます。よろしくお願ひします。着座にて失礼いたします。

まず開会に先立ち、御案内でございます。本日はTeamsを併用しての開催となっております。会場の中央テーブルにございます、集音マイクが会場の声を拾いますので、いつもどおりはつきりと御発言いただければと思います。

また、Teams参加の方の御発言は中央テーブルにあるスピーカーから出る仕組みとなります。ここで音声のテストをさせていただきます。石川委員、聞こえたら応答願います。

○石川薫委員 すいません。石川です。どうぞよろしくお願ひします。

○司会 よろしくお願ひします。このような方法で進行を予定していますが、もし何かございましたら事務局にお伝えいただければと思います。

また、第1回に引き続き、審議会の資料は、DX推進を図る県の方針として、原則ペーパーレスで進めさせていただきます。資料は、お手元のパソコン上で確認いただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。既にファイルは開いた状態になっております。確認いただけますでしょうか。操作方法など御不明な点などございましたら、挙手いただければ事務局で案内をさせていただきます。

また、オンラインで御参加の委員の方にはですね、事前に資料を送付させていただいておりますので、こちらを御確認いただきますようお願いします。

なお、第1回と同じく今回もマイクを使用します。事務局が、発言される方の席までマイクをお持ちしますので、御利用ください。

それではただいまから令和7年度第2回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。本日の会議ですが、委員総数13名のうち12名の委員の皆様方に御出席いただきしております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、佐藤委員は、所用により欠席でございます。

2 会長挨拶

○司会 はじめに、中野会長から、御挨拶をいただきたいと存じます。

○中野会長 座ったままで失礼します。本日はお忙しい中、御出席賜りありがとうございます。本審議会は私立学校に対する「運営費補助金の配分の基本方針」について御審議をいただく場でございます。前回7月の審議会、7月15日に実施されました審議会ではそれぞれの立場から貴重な御意

見をいただきました。それらの意見を踏まえ、事務局において配分の基本方針の案を作成していましたので、これらについて御審議を賜りたいと存じます。議事の公正中立な運営を心がけて参りますので皆様の御協力をお願いいたします。以上でございます。

○司会 それでは、これから議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

3 議事録署名委員の指名

○中野会長 それでは、最初に条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めて参ります。よろしくお願ひいたします。議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。出席委員に順番でお願いしておりますので、今回は城川委員、中村委員のお二方にお願いしたいと思います。

続きまして、会議の公開について、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。条例第7条で「審議会の会議は公開する。」というのが基本になっておりまして、ただし書きで「出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議について公開することでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

○中野会長 皆さんに御賛同いただきましたので、そのように取り扱わせていただきます。

では、傍聴者の入室を、本日は傍聴者いらっしゃる。

○司会 はい。本日は傍聴者3名です。内訳は会場が2名、オンラインが1名となっております。

入室の方が完了しました。

○中野会長 ありがとうございます。

4 諒問事項（3件）

(1) 令和7年度私立学校（小学校・中学校・高等学校・中等教育学校）

運営費補助金配分の基本方針について

(2) 令和7年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

(3) 令和7年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○中野会長 それでは審議に入りたいと思います。

第1回審議会から引き続き、諒問事項は3件でございます。前回の会議では、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。これらの御意見を踏まえ、事務局に「令和7年度運営費補助金配分の基本方針」案の整理をお願いしたところでございます。諒問事項について、事務局の説明をお願

いします。

○事務局 高等学校担当の山口と申します。私からは、小学校、中学校・中等教育学校（前期課程）、高等学校の運営費補助金配分の基本方針（案）を説明いたします。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

それでは5ページの資料1、「令和7年度私立学校（小学校、中学校・中等教育学校（前期課程）、高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」を御覧ください。

まず、「1 配分の基本的な考え方」ですが、これまでと同じく、今年度も、「基礎配分」と「政策誘導配分」、「特別補助」の3つの配分枠を設け、それぞれの配分枠に、必要な要素を組み入れる方式を継続したいと考えております。「基礎配分」は、人件費や光熱水費などの経常的経費に対して補助するもので、学校運営の根幹を支えるための配分でございます。「政策誘導配分」は、教育条件の向上や特色ある教育の実施といった、県が進める施策について補助の項目を定め、それを実施した学校に対する配分でございます。「特別補助」は、国が設定した事業などを実施した学校に対して補助するものです。

次の6ページを御覧ください。まずは、配分基準の構成について説明します。変更点は、後ほどまとめて御説明いたします。それでは、「2 基礎配分」を御覧ください。「(1) 高等学校」と「(2) 中学校・中等教育学校（前期課程）」、「(3) 小学校」で配分方法が異なります。(1)の高等学校は、①人件費や②教育研究経費などの項目に応じた、前年度の決算額を用いて算出する「補助対象経費方式」という、経営実態を反映しやすい配分方式を採用しております。(2)の中学校、中等教育学校（前期課程）と(3)小学校は「生徒数割」という、生徒1人当たりの補助単価に、生徒数を乗じて算出する単価方式という配分方式を採用しております。

続いて、7ページを御覧ください。「3 政策誘導配分」でございます。今年度は、このページの①から、次の8ページの⑨までの9つの配分項目で政策誘導を図りたいと考えております。それぞれの項目名と配分の趣旨につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続いて、8ページの下の方を御覧ください。「4 特別補助」でございます。こちらは、国が設定した事業を実施した学校に対して配分するものです。

それでは、1ページお進みいただき、9ページを御覧ください。「資料2 令和7年度私立学校（小学校、中学校・中等教育学校（前期課程）、高等学校）運営費補助金配分の基本方針（案）の変更点」を御覧ください。ここから、今年度の変更点を御説明いたします。

まずは、「1 各配分項目の変更点」で改正する項目をお伝えします。では最初に、「(1) 基礎配分」の「①高等学校」でございます。改正点は2つです。1つ目は、①に係数として1.1を乗じることを追加します。詳細は後ほど御説明します。2つ目は時点修正でございます。②、③、④について、毎年度、基準となる単価を、高校の前年度決算額に基づいて算定しています。算定の結果、増額となるものです。以上が見直し内容となります。次の「②中学校・中等教育学校（前期課程）」

と「③小学校」に、変更はございません。

続いて、10ページを御覧ください。「(2) 政策誘導配分」でございます。最初に、「①生徒納付金水準補正」を御覧ください。こちらは、高等学校の減額基準を変更するものです。詳細は後ほど御説明します。次に、「⑤本務教員充足加算」を御覧ください。こちらは、政策誘導効果を確保するため、補助単価を増額するものです。これも、詳細は後ほど御説明します。

では続きまして、2ページお進みいただきまして、12ページを御覧ください。「2 主な変更点」でございます。こちらは7月の第1回私立学校助成審議会で、委員の皆様からいただいた御意見と、「配分の基本方針に係る検討の視点」として御説明したものを作成いたしました。これをもとに、今年度の配分基準の案として具体化したものでございます。

1つ目は基礎配分の計算方法の見直しです。高等学校が対象です。「現状と課題」にあるとおり、人件費の高騰が続く中でも、学校は教職員を確保して、学校教育の質の向上や、学校運営の円滑化を図る必要がある、という課題がありました。また、人件費に関しては、公立、私立に関係なく話題が多くなっている状況でございます。そこで、「変更案」に記載のとおり、基礎配分のうち、人件費に対する配分に係数として1.1を乗じて算定いたします。これにより、人件費を他の項目より手厚く配分することができ、教職員の確保を頑張っている学校を支援いたします。基礎配分の主な改正点は以上です。

2つ目の変更点は同じページの下にある「生徒納付金水準補正の基準変更」です。高等学校が対象です。こちらは第1回審議会での御意見を踏まえて案を作成したものです。「現状と課題」に意見の抜粋を記載していますが、「社会状況が大きく変化して、埼玉県の私学が他県との競争に負けるという危機感を非常に強く持つような状況である。」とのことでした。こうした状況なので、昨今の物価高騰や人件費高騰に対応しながら、適切な教育環境を維持向上させるためには、生徒納付金を上げざるを得ないのではないかとのことでした。そこで、高等学校の生徒納付金水準補正の減額基準を変更して、学校の経営判断の選択肢を確保することとしました。

具体的な変更案は2ページお進みいただき、14ページを御覧ください。左側の表が現行の基準で、県内の平均額である62万円以上67万円未満を境に、生徒納付金の少ない学校は加算を、多い学校は減算をしています。これを、右側の表の改正案のように、「87万円以上92万円未満」から減額することとし、1区分上がるごとに15,000円ずつ減算額を増やします。

また、第1回審議会で御質問をいただきました、生徒納付金の全国比較について報告いたします。この生徒納付金水準補正で使用しているのは、3学年全体の平均額ですが、文部科学省が全国の状況を取りまとめている資料や、都道府県が独自に公表している資料は、いずれも初年度生徒納付金、つまり、1年生だけの生徒納付金の平均額でした。そのため、この生徒納付金水準補正の区分に関して、全国平均だとどのようになるかということは分かりませんでした。参考に、初年度生徒納付金の場合だと、例えば文部科学省の令和6年度調査の場合、1都3県の全国順位は、神奈川県が2

位、東京都が3位、埼玉県が7位、千葉県が15位となっています。また、入学金を除いた初年度生徒納付金の全国順位は、神奈川県が3位、東京都が5位、千葉県が14位、埼玉県が15位となっています。以上、確認結果を報告いたします。2つ目の変更案は以上となります。

1ページお戻りいただきまして、13ページを御覧ください。3つ目の変更点は、本務教員充足加算補助単価の増額です。中学校・中等教育の前期課程、高校が対象です。「現状と課題」のとおり、本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を図るという、この補助の目的を達成するためには、学校がこの加算に魅力を感じて、政策誘導に応じてくれる必要があります。そこで、「変更案」として、人件費が高騰している中でも、政策誘導効果を確保できるよう、補助単価を現在の110万円から121万円に増額いたします。

私からの説明は以上でございます。なお、参考資料として33ページから配分基準の新旧対照表を掲載しています。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、幼稚園の運営費補助金配分の基本方針案について御説明いたします。幼稚園担当の茂木と申します。大変恐縮ですが座って説明させていただきます。

それでは15ページの資料3「令和7年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針(案)」を御説明申し上げます。

まず、「1 配分の基本的な考え方」でございますが、こちらにつきましては高等学校と同様のため、説明を省略させていただきます。

16ページを御覧ください。具体的な配分項目でございますが、「2 基礎配分」では、昨年度と同様に「園児数割」「園割」「常勤教員割」「常勤職員割」「満3歳児数割」の5項目を設定し、それぞれ補助単価に対象者数等を乗じて配分額を算出する、単価方式を採用しております。「3 政策誘導配分」ですが、①から17ページの中段にある⑧までの8項目は加算により、⑨から⑪までの3項目は減算により政策誘導を図るもので

18ページを御覧ください。資料4「令和7年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針(案)の変更点」を御説明申し上げます。「1 各配分項目の変更点」について御説明申し上げます。変更点の内容につきましては、のちほど「2 主な変更点」で御説明させていただきます。(1)基礎配分のうち、①園児数割、③常勤教員割、④常勤職員割について一部見直しをいたします。次に、(2)政策誘導配分でございます。

19ページを御覧ください。③園児納付金抑制加算、⑤小規模園加算、⑥安全管理対策加算について一部見直しをいたします。

続きまして21ページを御覧ください。「2 主な変更点」を御説明申し上げます。1点目は、基礎配分のうち、「園児数割」、「常勤教員割」、「常勤職員割」の見直しでございます。<現状と課題>でございますが、物価高騰などにより、園児1人に要する経費が増加しているところです。常勤教員割及び常勤職員割は、私立幼稚園の経費で大きなウエイトを占める人件費を補助することにより、

経営の健全性を確保することを目的としております。そこで、<変更案>でございますが、園児数割の補助単価を51,000円から51,500円、常勤教員割の補助単価を120万円から125万円、常勤職員割の補助単価を80万円から85万円にそれぞれ増額するものです。なお、常勤教員割に係る勤続年数に応じた加算は、政策誘導配分へ移行するものでございます。

22ページを御覧ください。2点目は、政策誘導配分のうち「園児納付金抑制加算の見直し」でございます。<現状と課題>でございますが、園児納付金抑制加算については、納付金が県平均以下の園に対して納付金ごとの単価に応じ加算を行っているものです。さらに、当該加算対象園が「園平均の給与水準が県平均以上である場合」又は「2種免許状保有教員の給与水準が県平均以上である場合」に、単価の3割を上乗せしているところです。教員の給与に関しては、賃上げによる処遇改善に係る幼稚園負担を4分の1から8分の1に軽減するとともに、教員のキャリアアップ等のための処遇改善事業を新設し、拡充を行っているところです。<変更案>でございますが、基礎配分における補助単価の増額及び処遇改善事業の拡充の状況を踏まえ、給与水準に応じた上乗せを縮小するものです。

23ページを御覧ください。3点目は、「小規模園加算の見直し」でございます。事前にお配りした資料に誤りがありました。申し訳ありませんが、こちらの資料のとおり修正させていただきます。

<現状と課題>でございますが、規模の小さい幼稚園は、事業活動収支差額比率がマイナスとなっている園が多いことなどから、小規模園に対し加算を行うことで、経営の安定化を図っております。一方で、人口減少が進み、1園当たりの平均園児数が、小規模園加算の対象である150人を下回りました。<変更案>でございますが、加算の対象を「実員が県平均以下」、かつ「事業活動収支差額比率が0%未満」である園とし、補助単価を200万円から150万円に減額するものです。

24ページを御覧ください。4点目は、「安全管理対策加算の見直し」でございます。<現状と課題>でございますが、安全管理対策加算は、安全性向上や事故防止等の対策を実施した幼稚園に対し加算を行っているところですが、国の施設整備費補助金の補助内容と重複しているものがあり、見直しが必要となっているところです。<変更案>でございますが、安全管理対策加算のみ対象となっている取組もあるため、加算項目の廃止はせず、加算額の上限を60万円から30万円に減額するものです。

25ページを御覧ください。5点目は、「学校関係者評価加算の廃止」でございます。<現状と課題>でございますが、学校関係者評価加算は、平成29年度から令和3年度の5か年計画にあつた指標「学校関係者評価の実施率」の目標達成のために導入したもので、学校関係者評価を実施した幼稚園に対し加算しているものでございます。現行の5か年計画では、指標ではなくなりましたが加算を継続しており、令和6年度は補助実績が9割近くとなったところです。<変更案>でございますが、政策誘導の目的を達成したことから、本項目を廃止するものです。

幼稚園についての説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げま

す。

○事務局 専修各種学校担当の菊地と申します。私からは、専修各種学校の運営費補助金配分の基本方針（案）について御説明いたします。大変恐縮ですが着座にて説明をさせていただきます。

26ページの資料5を御覧ください。「令和7年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針（案）」でございます。「1 配分の基本的な考え方」については、基礎配分と政策誘導配分の2つの枠組となっております。

1ページお進みいただいて、27ページを御覧ください。まずは、配分基準の構成について御説明します。まず、「2 基礎配分」でございますが、配分項目は①生徒数割、②教職員数割としております。これは、予算に基づき設定された①生徒数割及び②教職員数割の配分単価に、生徒数又は教職員数を乗じて得た額を配分するものでございます。次に、「3 政策誘導配分」についてですが、①～⑤の5つの項目に基づき加算配分をし、政策誘導を図るものでございます。各項目の名称及び配分の趣旨につきましては、記載のとおりでございます。

1ページお進みいただいて、28ページにございます資料6「令和7年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費配分の基本方針（案）の変更点」を御覧ください。「1 配分項目の変更点」についてです。詳細は後ほど説明いたします。まず、（1）基礎配分について、②教職員数割について一部見直しを行います。補助単価を専門課程、高等課程それぞれ増額するものでございます。次に、（2）政策誘導配分についてですが、「①専任教員充足加算」の一部見直しを行います。「基準を超える専任教員を配置する加算」と「専任教員1人当たりの生徒実員数に応じた加算」の二つの加算項目がございますが、後者の加算額を縮小するものでございます。

1ページお進みいただいて29ページを御覧ください。「③教員資質向上加算」について一部見直しを行います。研修参加費の対象下限額を引き下げ、新たな補助単価を設定するものでございます。

次に、これらの見直しの詳細につきまして御説明いたします。1ページお進みいただき、30ページ「2 主な変更点」を御覧ください。まず、「基礎配分：教職員数割の補助単価増額について」でございます。〈現状と課題〉でございますが、人件費が高騰する中においても、学校教育の充実のために教員の確保が必要であることから、教職員の補助単価の見直しが求められているところであります。そのため、〈変更案〉として、教職員数割の高等課程・専門課程それぞれの補助単価に1.05を乗じて増額するものでございます。

1ページお進みください。31ページ「政策誘導配分：専任教員充足加算の一部縮小について」でございます。〈現状と課題〉でございますが、専任教員充足加算は、「①配置基準を超える専任教員の人数に応じての加算」と「②専任教員1人当たりの生徒実員数に応じての加算」の二つの配分方法がございます。該当校が①②合わせて9割に達していることから、政策誘導配分としての一定の役割を果たしたものと考えております。また、②の配分方法につきましては、教職員の増員に努めなくても、生徒数の減少により補助対象となる場合もあることから、政策誘導配分の趣旨とは異

なる面もでてきております。そこで、<変更案>ですが、②の配分方法について、加算額を半減するものでございます。②の配分方法につきましては、廃止も検討しましたが、当該配分により加算額を受けている学校も相当数ございまして、影響も大きいことから、激変緩和的な措置として廃止とせず、加算額を半減するものでございます。

1ページお進みください。32ページ、「政策誘導配分：教員資質向上加算の補助額の変更について」でございます。<現状と課題>でございますが、学校教育の充実のために、教員の質向上が求められており、教員に対する研修の受講をさらに促す必要がございます。<変更案>としましては、対象となる1人当たりの研修参加費の対象下限額を、現行の10,000円から5,000円に引き下げ、5,000円から10,000円未満の研修の補助単価、1件当たり5,000円を新たに設定しまして、研修の受講を促すものでございます。説明は以上でございますが、参考資料として47ページ以降に配分基準の新旧対照表がございますので、御覧いただければと思います。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○中野会長　はい。ありがとうございました。委員、前回色々と質問していただきましたけれども、とりあえず今の説明で、細部についてはこれから質問を始めますけれども、とりあえずよろしいでしょうか。

○委員　はい。

○中野会長　それではただいま説明があった事項について審議をしていきたいと思います。

御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

○委員　はい。前回ちょっと質問しそびれた問題から質問させてください。人件費の基礎配分に係数、前回も人件費上昇率という数字は確かあったように思うのですけれども、この人件費上昇率というのは、何の数字だか教えていただければと思います。

○中野会長　お願ひします。

○事務局　人件費の上昇率につきましては、昨年度の助成審議会で御審議いただいたて、追加した項目でございまして、物価高騰と一緒になのですけれども、基礎配分につきましては前年度の決算額に基づいて、補助率を掛けて金額を出していたのですが、前年度の決算額ということは、今年度の人件費上昇分とか、あるいは物価高騰分というのを反映していない数字で補助率をかけることになりますので、そこを考慮しまして、前年度決算額のベースを今年度の支出相当額としてみなすために人件費上昇率を追加したということでございます。

○委員　つまり学校法人A学園というところがあったら、その前年度の決算額の人件費のところから、どれだけ増えたかという率がその基になるということですか。

○事務局　そうですね、はい。

○委員　ということですか。なるほど。物価上昇指数のような、というのはどうしても賃上げをしたいんだけども、結局それにお金がないから、結局、入金は、学校なんかは毎年同じものしか入って

こないので、それを上げられないでの、例えばこれは令和7年度のこれ、今来ていたと思うのですけど、今年度もう、そこで余裕がないから、世間的には、いわゆる人事院の中でどんどん上がっていても、学校では上げられないという判断をしますので、結果的に0%っていうことになりますよね。世間は、でもそれが3%、4%上がっているとなった時には、要するに何もこの係数としてはかかってこないということですかね。

○事務局 こちらですね人件費上昇率というのは、賃金引き上げ等の実態に関する調査という、厚生労働省が公表している資料に基づいてパーセンテージを作成しております。なので、全国平均に基づいて、例えば、全国平均が4%であれば4%で計上しておりますので、そこは反映しております。

○委員 その数字がこの人件費上昇率なのですか。ああ、分かりました。そこが聞きたくて。

○中野会長 各校で上がった額じゃなくて、全国的に上がった額。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○中野会長 よろしいでしょうか。他の方でいらっしゃいますか。

○委員 はい、じゃあ、すみません。前回、本当にちょっと多く意見を言わせていただきまして、本当にそういう私だけではなくて、この場の意見をいろんな形で反映をしていただいた形で今日は案が出てきていることに本当に感謝いたします。ぜひ、今後ともよろしくお願ひしますということで。ちょっと前回の議論の中で、だいぶちょっと話をさせていただいたのですが、もちろん今回のこの審議会での主なテーマっていうのが、いわゆる分けられた、与えられた、もう最初から決まっている予算内の内訳であるということは、この制度的なシステムとしては、よく分かっております。で、これは前回の繰り返しになるのですが、ただ全体枠というのが、やはり、実際にものすごく学校の運営なんかには影響を与えるものであり、その内訳云々というよりも、まず、例えば小学校が全体でどれだけの枠がある、中学校はどれだけの枠がある、で、特に前回申しましたように、小学校、中学校っていうのは実際、埼玉県の運営費補助金、生徒1人当たりの額がもう20年近くですかね。198円だったんじゃないですかね。上がっている額は。全国的な、いわゆる国から与えられている、与えられているっていう言い方はよくないです。すみません。国庫補助金ですか、国庫補助金ともう一つがあれですね、地方交付税ですね。それを合わせたいわゆる標準費で、標準費っていうところでいくと、ここ20年ぐらいで6、7万円上がっているんじゃないですかね。結果として、国の施策としては小学校、中学校に生徒1人当たり、毎年こう少しづつ人件費の上昇分なんかを加えてきているが、埼玉県では少なくともその分は一切加算せずに、というような形で続いている、今、その標準費と学校に支払われている額の差が10万を超えるという状況になっています。で、これは県の指針として、もう私立の小学校、中学校は埼玉県はいらないという考え方で、その施策であるならその考え方は分かるのですが、本当に小学校、中学校を育てようという気持ちを、行政としてあるのであれば、是非ね、そのところっていうのがやっぱりちょっと改めてです

ね、この場での本来、審議事項でないことは承知しているのですが、ちょっと根本的にやはり国の考え方だとそれだけれているっていうことは根本的な問題がやっぱり、もうどんどん大きくなっている状況で、そのことに誰も、正直、我々も意見を言う場もないという状況ですので、ちょっとこの場を借りて一つ一言お話の方、させていただきますので、よろしくお願ひします。例えば、先日のこの会の時に、私がこの状況でやっていくと高校も中学も、特に高校なんかに関しては次年度、もし全国的な就学支援金制度が始まると県の境を超えるっていうことが非常に容易になってしまふので、どんどん県外に逃げていってしまいますと。ここは本当に教育力で勝負していかなきやいけない。そんな時代になっていく中でというところで、実際今、例えば埼玉県の中学校3年生の卒業者の進路調査の方が8月末に結果が出ていますが、今年は実は中3生県外へ出るっていう割合っていうのが7%台だと思います。実はこの県外に出て行く割合っていうのが、比較的ここ何年かずっと減ってきてているのですよね。この減ってきた一つの要因が今までというか、本当にこれ埼玉県の方で作っていただいた、授業料軽減補助とかの影響も非常にあったかと思います。もっと遡って昔の記録を見ると、9%ぐらい結局県外に出て行ってしまっている時代も埼玉県の場合にはありました。本当に簡単にその状況に戻ってしまう。埼玉県の生徒は10人に1人は県外に出るのが当たり前の状況になるっていうことが非常に近い状況であり、実際、別にお金が全てではありませんが、実際、東京の学校だと、今授業料の無償化49万が上限というね。49万が今、都が出していく、さらに運営費補助金が埼玉県より10万ぐらい多いですよね。10万以上ですね、生徒1人当たりに出ている補助が。で、そういったところがこう教員を、いわゆる優秀な教員を集めて施設を作り、というところと本当に、戦っていかなきやいけないというところで、もちろん学校側も今まで以上の努力はして行きますし、ただやっぱり埼玉県の生徒がやっぱり少なくとも埼玉県で、できるだけこれは私立公立問わずですね、育っていくような状況っていうのは、何とかして、業界全体が本当に組んでいかなきやいけないことだと思いますので、ぜひちょっと根本的な、学校への理解というかですね、予算措置的なところの学校全体の予算もそうなのですが、改めてちょっと今までのあまりにも矛盾の大きい点というのは本当ちょっとこの機会にですね、いろんな形でちょっと訴えたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。東京の方のやはり今、昨日も全国中高連、私学の多くの先生方とお会いする機会があったのですが、正直言って東京に関しては、この、例えば来年の就学支援金制度っていうのが、ある意味では、今は東京のすごくアドバンテージになっているのでそれはそうなのですが、でも全国始まつたら本当に他県から生徒がいっぱいやってくるっていうことはもうかなりあてにしているという言い方はあれなのですが、そんな状況ですのでぜひちょっとそこも御理解いただきたいというふうに思います。中学校の方もちょっと話をさせていただきますと、中学校に関しては小学校の卒業者のいわゆる進路調査というのがこれ、学校基本調査でも全くないので、具体的なデータは出てこないのですが、ただ、今年の中学校1年生、全国の中学校1年生全員の人数に対する私立中学校の割合が今年初めて8%を超え

ています。8.1%だったかな。1年生だけで言うと8.3%だったと思うのですが、じゃあ多少ちょっとずれあるかもしれませんけど。埼玉県の中学校1年生の比率で言うと、比率は確か5.6%かな、在籍者数の。この数字っていうのが一つの見方では、埼玉県比較的公立重視なんだな、と思うのですね。全国よりも公立重視なのだと思うのですが、でも実態は違うと思うのです。実際の小学校6年生の進路調査をもしやったら、おそらく7%、8%はあると思うのです。要はその差がどこで生じているかといったらこれ、結局他県に行っているのですよね。私立中学校についても。だからあくまでもこれはデータがないので、推測でしかものは言えないのですけど、ただ実際、これは栃木もそうなのですが、栃木の方にも埼玉県からどんどん流れていますし、都内にもどんどん流れていますし。もちろん埼玉県の私立中学校や私立高校に他県から入ってきてているケースもあるのですが、でも出てくる数字には到底及ばないという状況ですので、ですから、根本的な問題解決のためにもですね、この運営費補助金というところで、なんとか学校力を上げるということを、我々も努めていますし、今日大きくここに変更案を出していただいた、この授業料の水準補正、これも先日もお話しましたけど、いわゆる補助金が減額はなくなりましたけど、何度も言いますが、授業料をもうちょっと上げるともうそのまま募集には影響しますので、我々もというか学校関係者の誰も授業料できるだけ上げたくないのです。でもそんな中で結局、この授業料を含めた校納金と運営費補助金の結局、その合計額で学校は運営していかなければならぬので、そこの全体のバランスっていうところを、ちょっとぜひ見ながらですね、いろんな形で、こういったところに活かしていただきたいと、今後に向けてのお願いというところも含めて、お話をさせていただきました。ちょっと直接関係ない話もしましたが、申し訳ありません。

○中野会長 ありがとうございました。今、委員が十分承知の上で、この場で審議する事項じゃないということをおっしゃっているのですけども、そういう議論を進める場っていうのは、何か水書課長の方でそういう場っていうのは何か設けられるのですか。

○事務局 なかなかこういった委員の各分野の委員の先生方を集めて御議論いただく場っていうのは、なかなかこう、すぐに設定するのは難しいと思っています。ただ、例えば、実は先日も直接昌平学園にお邪魔をさせていただいて、私も時間ある限り現場を拝見しようと思っていますので、やっぱりそういった現場をこう拝見したり、こういった場ですとか、ほかのお集まりいただく場とか様々な場でできるだけ生の声というのは伺っていきたいと考えています。

○中野会長 県内のお子さんが東京都へ行かれるときは、これは助成の対象外ですよね。

○事務局 今の制度ですと、県外に行かれた方は対象外になります。

○中野会長 都内から埼玉県の私立に来た時は東京都で対象になっているのでしたっけ。

○事務局 東京は対象となります。埼玉県では対象とはならないです。

○委員 軽減補助ですよね。

○事務局 そうですね。父母負担軽減補助事業です。

○中野会長 そのほか、ありますか。

○委員 はい。

○中野会長 はい、委員。

○委員 はい。失礼します。本日の基本方針案についてですね、異存ありません。丁寧に精査していただきまして、どうもありがとうございます。で、本会議がその木を見て森を見ずみたいなね、そういうことにならないように、ちょっと一つお願ひがあるのです。おさらいをしますと、この国だけではなく、少子化であります、我々の団体というのは、埼玉県内のどの団体も大変な思いを、それはどの業界もそうですけどもしております。幼稚園というのは宗教法人もあるのですけども、ほぼ学校法人が運営しております。一つ一つの幼稚園はイメージだと小さい規模かもしれませんけれども、埼玉県には約500の幼稚園があります。500の幼稚園というのはですね、全国で3番目なのです。1位が東京都です。2位が神奈川県で、3位が大阪でも福岡でもなくて埼玉県ですね。500園の幼稚園に一頃は10万人いましたけれども、今8万人ぐらいの子供が通っているっていう。そうすると埼玉県民の8万人。保護者の、御家族で考えればですね、16万、20万、30万の御家庭に対しても大きな影響力が、重要な教育という影響力が、この会にはあると思っています。一方で幼稚園、我々の業界だけのこともありますね。今、大変な制度の過渡期にありますね、大人も子供も大混乱をしています。先生方御承知のとおり、保育所も、こども園も多種多様化しておりますし、令和元年には幼児教育の無償化がありました。これは全国一律の子供が30万8千円もらえるという。出し方はちょっと別々ですけど。前後してですね、我々の業界では新制度というのですけれども、保育所的なね、どちらかというと社会福祉法人やもっと言うと、医療法人のような公金の出し方が今、幼稚園にも浸透してきているのですね。また財源が変わってくるので、ちょっとここでは一律で言えないのですけども。なので、埼玉県の財政をですね、きちんと決算を見ればすぐ分かると思うのですが、次の機会がないからですね。埼玉県の財政の中で、この運営費補助金はどれくらいのウエイトを占めているか、学事課の皆さんが出している運営費補助金がここ5年でも10年でもね、おそらくは特段に高くはないでしょう。もしかしたらシミュリンクしているかもしれない。しかし、教育は人数が減ったからといって減らしていくのかという、補助をですね、こういう取組の問題があります。ですので、学事課さんにおける今日のお金がですね、この10年間くらいでどう変わってきたか、そしてもう一つは、幼稚園、小中高、そして専門学校、このクラスごとにですね、どのように減ってきてているのか。幼稚園だけは減っていないのか。中高は上がっていないですね。おそらく専門学校の先生もそうだと思います。ちょっとそこをですね、全体を見たいために、お出しいただければと思っております。よろしくお願いします。

○中野会長 ありがとうございます。

○事務局 すいません。今年度は2回目で、今年度はおそらく最後の機会になるので、今課長として

責任を持って発言させていただきますが、各委員の皆様にですね、今委員から御指摘のあった資料を作成をさせていただいて、資料提供という形でお配りをさせていただければと思います。1人当たりの単価はですね、標準費の単価は、小中とかはあると思うのですけども、幼稚園に関しては標準費を若干ですが上回る形で推移をさせていただいているので、単価自体は上がっておりますが、当然園児数が減っていますので、全体の予算ってのはやっぱり減ってきてている。

○委員 その裏にはですね、これは学事課の皆様も御存じかもしないのですけど、その裏にはですね。幼稚園の公金がどんどん入ってきていますね。県ではなくて市町村に行くんです。そうすると、熊谷市役所とかさいたま市役所とか、そういうとこからの付き合いになるので、おそらく我々の感覚で行くとですね、学事課が持つらっしゃる運営費補助は、どんどんものすごいスピードで減っていくんじゃないかと。それはまあある意味で仕方ないところもあるけれども、埼玉県としてですね、やはり埼玉県の教育というのは大変高いレベルだと思っております。ですので、果たしてそれでいいのかっていう大きな旗印をですね、見定めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 承知いたしました。

○中野会長 そのほかにござりますか。

○委員 専門学校の話も聞きたいなど。

○中野会長 どうぞ。

○委員 色々とご尽力いただきまして、ありがとうございます。私どもですね。不満もあるのですけども、本当にご苦労様でした。願わくはですね、御存じのようにも、予算配分につきましてはですね専門学校は、もう幼稚園さん、それから小中高さんから比べたら3分の1以下で不満はあります。けれども、その中で、専門学校、埼玉県約90校ぐらいありますけども、大学の無償化で皆さん非常に苦しんでいる状況といいまして、やっぱり各校ともですね、特徴を持った教育をやっていくということですね、頑張っておる次第です。今日はですね、日本語学校って各種学校に入るのですかね。それと予算配分はこの中でいうと専門課程ですか、高等課程ですか。

○事務局 専門課程です。

○委員 専門課程ね。留学生の今後ですね、国の40万人計画ですね、留学生がどんどん入ってきて、特にネパールの人たちは非常に多くなっておりまして、今後日本語学校がですね、現在法務省の管轄だったのが、令和11年から、文部科学省の方に移管されまして、これは認定日本語教育機関っていう制度に今度なります。文科省が認可しなければ、日本語学校として、開校しちゃいけない。それともう1つですね、現在日本語学校で働いている教員もですね、420時間講習を受ければ日本語学校で働くのです。今度はそうじゃなくて、やはり文部科学省のですね、日本語教員の国家資格、これはもう非常に難しい国家資格でございまして、私ども看護師科を持っているのですけど、看護師より難しい。平均的にそうですね60%ぐらいですかね、合格率。そのぐらいの、

非常に難しい国家資格を取らなければ、日本語学校で働いちやいけないってのがですね、令和11年、始まりますので、これ今後の学事課さんの懸案事項になってくるかと思いますけれども、そういった令和11年に文科省が認可しない学校も出てきますので、それをどういうふうに救済していくかということですね。もう1つは今後やはり専門課程、日本語学校と違って、通常の専門学校において、留学生を受け入れている学校、どんどん増えてくると思うのですね。少子化で、先ほども言いましたように、少子化と大学無償化でもってどんどん専門学校へ来る学生が少なくなっていますので、今後そういう留学生がかなり増えてくることが予想されています。そういう留学生を受け入れている専門学校においてですね、やはり先ほども言いましたように、文科省は今後、資格として、与えてくる日本語教員の国家資格を持ったですね、日本語教員を置く学校に対してですね、加算を考えていただきたいと思います。先ほども言いましたように、今後、留学生が非常に増えてきますので、その辺のところを見据えたですね、今後、補助金の策定をお願いしたいと思っております。以上です。

○中野会長 ありがとうございます。今のはいいよね。回答はいいですよね。

高校、幼稚園、専修学校各種学校、色々と問題というのも含んでおりますので、議会の代表である委員さんもいらっしゃいますので、問題がありましたら議論していただいて。会長としてよろしくお願ひします。

○委員 今の専修学校・各種学校のお話があって、留学生が本当になんていいますかね、人材がもう看護師さんがちょっと、大変な状況というのが、その中でたくさん入ってくると、今課題の方も言われて意見として伺うということでございますけれども。この辺の留学生がどれぐらい入ってくるかとか、その辺の予測的なことが、県として、どういう形でやっていて、その懸念に対して対策をこうして行こうっていうのは何か今のところ考えはあるのでしょうか。

○事務局 現状として、コロナ5類への移行以降、留学生の方がかなり増えてきております。数字的にはですね、令和5年が2,910人だったのが令和6年の4,710人、令和7年6,472人、という形で増えてきている状況です。県としては、こういったところが具体的ですね、これを進めていくとかっていうのはまだちょっとやはり、ちょっと国の方ですね、専修学校の本旨により、国からの通知で総入学定員の2分の1までに留学生を一応抑えなくてはいけないというのがあります。ただ入国管理局による適正校の判定において過去4年のうち3年以上適正校と判定されれば適正という形で2分の1を超えてですね、受け入れることもできるといったような国の方の方針が今のところございますので、まずその中で、どう考えていくかっていうところがございます。

○委員 文科省のですね2分の1条項ってのはですね、もう古臭いですね。もうそれどころじゃないのですよ。おそらく他の専門学校さん、特にビジネス商業実務系ですね、2分の1いるところはないですよ。恐らく御存じだとは思うのですけどね。2分の1条項自体が形骸化されていると思います。これ国が変わらなければいけないことだと思いますけども。それとあと、先ほど主幹が言った

ように、数千人程度というのもとんでもない話で、もう1万人ぐらい、埼玉県内、日本語学校40校ぐらいあります。あと、商業実務課程ですとだいたい30校ぐらいですかね。おそらく数万人おると思います。今後はどこも留学生を受け入れていくっていう形になってくると思います。

○委員 逆に委員に聞きたいのですけども、そうしますとですね、その2分の1条項ってのは形骸化していると。先ほどの確かな数字でもすごい増えていると。で、実態は1万人ぐらいじゃないかという状況の中で、日本語学校は規制を今後強くしたときに、機能していくのかっていう問題が生じるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員 これは先ほど言いましたように、令和11年からこの文科省に全部移管されまして、認定日本語学校に今申請でやっているわけですけども、そこをとらなければ、日本語学校としてやっちゃいけないということ。大体全国で800校ぐらいあるわけですよ。埼玉県が約40校ぐらいですけど。あと、専門課程の日本語学科もありますけど、これもう大学も含めてですけどね、そういうところを通らなければもう日本語学校をやっちゃいけないってことになっていますので、今後、文科省、それがどういう形でやってくれるかですね。まだ800校のうち、数百校ぐらいしか通っていませんので、今後この2、3年のうちにどっと、500校ぐらいが出すってなると、文科省ももうアップアップ状態に。その申請を審査するだけで大変な労力が要りますよね。

○委員 本当に特にね、中央のお役人さん、規制が大好きなのですけれど、これは今までそれなりにこうやっていけたのに、この規制を強化して、文科省が認可しなきゃいけないってなった理由ってのは、そもそもどうなのですか。

○委員 これちょっと矛盾しているのですけどね。どうしても40万人計画があって、どんどんどんどん受け入れてきたわけですよ。それと、今まで法務省の管轄だったんですけども、法務省さんもね、教員資格とか、大学卒じゃなきゃいけないとか規制しているのですけども、やはりどんどん入ってきていると。それとやっぱり教育の質も、当然日本語学校、落ちてきて、そういうこともあって今度は文科省に移行すると。それで、ですから先ほど言いましたように、教育の質を高めるために、日本語教員も国家資格になったと。当然今、いろんな講習会で420時間取れば誰でも、日本語学校で教えることができるのです。定年退職した方なんかがね、受けて、日本語学校で教える。そういうたらちょっと言い方悪いですが、質の悪い低下した教育を行っているわけです。それを今回是正しようということでもって、文科省が日本語教諭の資格を国家資格にしたっていう形ですね。ですから、そういうことで今後はですね。日本語教諭の資格がないものは、日本語学校では教えられない。それから認定を取ってない日本語学校は教えてはいけないということになりますね。かなりレベルアップされたと思います。それでやはり質の悪い日本語学校は淘汰されるということです。

○委員 淘汰されても問題は特にないのですかね。

○委員 まあ、それは国が考えることでございますので。ですから、かなりの人たちが失業するんじ

やないかなってことは言えると思いますね。あるいはもう今後文科省さんで、かなり緩和する可能性もあると思います。現状非常に厳しい審査をやっていますね。

○中野会長 これはなんか2028年度の話かな。

○委員 最終的にですね、はい。暫定期間がありますので。

○委員 ちょっといいですか。

○中野会長 はい、どうぞ、委員。

○委員 今の補足っていうかですね。日本語教員っていうのは日本人なのでしょうか。

○委員 そうですね、基本的に。海外の方もおられますけどね。はい。ですから、いずれにしても日本語学校で今後働く人、これは非常勤の先生方も含めてですけども、日本語教員の資格がなければ、日本語学校で教えることはできないということです。

○委員 ありがとうございました。

○中野会長 よろしいですか。特に御意見・御質問等がなければ審議はここまでとさせていただきたいと思います。それでは審議事項について意見が出尽くしましたので、一括して議決を行いたいと思います。令和7年度の運営費補助金配分の基本方針（案）につきまして、小学校、中学校・中等教育学校（前期課程）、高等学校、幼稚園並びに専修学校及び各種学校のいずれにつきましても、原案を適当と認めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 大方の意義がないという声をいただきましたので、それでは、令和7年度の運営費補助金配分の基本方針（案）につきましてはそれぞれ、原案を適当と認めることといたします。以上で議事は終了となりますけれども、この際ですから何か言っておきたいなということがあれば、特によろしいですか。委員。

○委員 議決をいただいたところで、最後ちょっと御挨拶できればと思っております。ちょうど我々議会の方もですね、各会派の方で、どこの会派とも問わず、団体要望というところで、様々な観点から、皆様からの御意見等賜っているところでございます。私の所属する自民党の方もですね先日代表の方にお越しいただきまして、いろいろな御意見をいただきました。まず幼稚園の方から、やっぱり子供が減っていって、逆に親の方が保育園を望んでいる方が非常に多くなっているという中で、非常に厳しいだろうなと思っておるところでございます。小中高ということを考えてみると、やっぱり小学校はまだっていうのがありますけども、中学受験ですとか、それからいよいよ本格的になっていくんだろうということになりますと、県内の私立高校で中等部をもっていくのかどうかというようなところも一つ懸念をしてきたところでございます。そんな中で隣の東京都と戦っていかなきやならないと、先ほどありましたけれども、本当に栃木県の方にも大分、栃木県の方にもですね、大分生徒が流出しているのですよね。学校名挙げれば有名な学校ということでありましてですね、そういったところも、非常に厳しいのかな。で、柏レイソルに熊坂というサッカー選手がい

るのですが、これは三郷市生まれなのですよ。三郷市でサッカーを通じてですね、そのまま浦和の方に来ないで、柏レイソルの傘下チームに、交通上の利便性としても、柏の方が近いですから。そこからユースチームに入りまして、今プロとして、そういうものが評判になっちゃいますと、さらには、浦和レッズがどこまでやってくれるか分からぬのですけれども、そういう危険性もあるだろうと思っているところでございます。また、各種専門学校でもですね。私も一時職場としておりましたので、非常にその実態というのがよく理解しておるつもりでございますけれども、先ほどありましたように、条項変更からもう一度しっかりと国の方に見つめ直してもらわなきゃいけないだろうなという感じはしたところでございます。とにかく議会の方でもですね、今後しっかりと、皆様方の意見を全て、というわけにはいかないのですけれども、汲み取させていただけたと思いますので、感想ということで収めていただければと思います。どうもありがとうございました。

○中野会長 力強いお言葉をいただきますので、皆さんちょっと安心して。それでは、議事の進行につきまして御協力いただきまして、どうもありがとうございました。恐れ入りますが、傍聴者の方はここで御退席をお願いいたします。

すいません。それでは私の議長の任を解かせていただきます。事務局にお返ししますのでよろしくお願ひします。

5 閉　　会

○司会 ありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、二度にわたり大変貴重な御意見を賜りありがとうございます。

御審議いただきました基本方針を踏まえ、速やかに配分基準を学校法人に伝え、補助目的に沿った学校運営を促して参りますとともに、適正かつ効率的な予算の執行を図って参ります。

以上で本審議会の全ての日程が終了いたしました。

皆様方には、引き続きですね、県内私学の振興に、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(70分)